

第5期美術品補償制度部会（第1回）・専門調査会（第1回）合同会議 議事録

1. 日 時 平成27年4月27日（月）14：00～16：30

2. 場 所 東京文化財研究所 地下会議室

3. 出席者 (委員)

馬渕委員、大塚委員、箱守委員、佐藤委員、田中委員、富田委員、
佐野委員、白原委員、高橋委員、新畠委員、不動委員

(ヒアリング)

一般社団法人日本損害保険協会

・損害保険ジャパン日本興亜株式会社

海上保険室貨物保険グループリーダー 中村 隆久 氏

・東京海上日動火災保険株式会社

海上業務部貨物業務グループ課長 高橋 彰吾 氏

・一般社団法人日本損害保険協会

業務企画部自動車・海上グループ担当課長 金泉 浩二 氏

(事務局)

山下文化財部長、萬谷美術学芸課長、渡辺課長補佐、

松本美術品補償調査官

4. 議題

- (1) 部会長等の選任について（非公開）
- (2) 文化審議会美術品補償制度部会運営規則等について（非公開）
- (3) 美術品補償制度の在り方について
- (4) 事前照会案件について（非公開）
- (5) その他（非公開）

*議題（1）（2）については、「文化審議会の会議の公開について」（平成23年6月1日文化審議会決定）により非公開。議題（4）（5）については、「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」（平成27年4月27日文化審議会美術品補償制度部会決定）により非公開。

(1) 部会長等の選任について

- ・ 馬渕委員が部会長に互選され、大塚委員が部会長代理に指名された。

(2) 文化審議会美術品補償制度部会運営規則等について

- ・ 部会の運営規則、会議の公開、審査要項が決定された。
- ・ 専門調査会に属する委員が部会長より指名された。

- ・ 箱守委員が専門調査会長に互選され、大原委員が専門調査会長代理に指名された。

（3）美術品補償制度の在り方について

馬渕部会長：それでは、議題3の美術品補償制度の在り方についてに進みます。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律の附則においては、法律の施行後3年を目途として、法律の施行状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることが定められています。

本部会では、前期に引き続き、自己負担額50億円の引下げを含めた美術品補償制度の在り方について検討し、今年の夏頃を目途に検討結果を取りまとめたいと考えております。

本日は、50億円の引下げに関わる論点について議論するに当たり、まず一般社団法人日本損害保険協会よりヒアリングを実施し、その後、更に御議論いただきたいと思います。

それでは、初めに一般社団法人日本損害保険協会より御意見の発表をお願いいたします。10分ほどで御意見を発表いただいた後、質疑応答を20分程度、お願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

日本損害保険協会：ただいま御紹介いただきました一般社団法人日本損害保険協会でございます。今回は私ども業界の方から代表しまして3名ということで参加させていただいております。御承知の方もいらっしゃるかもしれませんけれども、私どもは業界団体ということでございますので、参加の各加盟会社の皆さんとも意見を共有いたしまして、今回お話をさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、今回お話を頂戴しまして、美術品補償制度の在り方についての意見ということでございましたので、私どもの方で考えております現行制度の在り方、それから意義、それから制度を改定するに当たっての考え方について少し御説明をさせていただこうと思います。

資料はお手元にございます、私ども作成の資料に従ってお話しさせていただこうと思っております。

まずは4年が経過しましたこの制度ということでございますので、我々、実務会社ということで、ふだん対応しておりますこの美術展の保険に関して、並びにこの制度について次のようにコメントさせていただきたいと思います。

1点目、まずこの制度の対象拡大についてということでございますけれども、1つ目でございますが、現行制度においては、50億円までの損害を対象とする制度で、50億円までは民間で補償する制度でございますけれども、この50億円までの損害は展覧会主催者が負担することとされていますが、総評価額50億円規模であれば、私ども民間保険会社での引受けというのは対応が可

能な範囲ということもございます。その意味では、今後、改正、改定に当たつて、対象範囲を広げる場合においては、我々業界との役割分担を踏まえた慎重な議論を是非お願いしたいというふうに、協会からお願いさせていただきたいと思っております。

2つ目でございます。現状でも適用除外作品がこの国家補償制度において適用された美術展の中でも実際に発生しております、あるいはレンダーの方からの要請などを受けまして、我々の民間保険を引き続き手配される場合というのが、この国家補償制度があっても継続されております。

それから、現行制度では特にそうですけれども、事故発生の際には、50億円以下を補償しております民間保険との連動ということは避けられないと我々は考えておりまして、そういう意味での役割分担ということが検討の中では必要であると考えております。

それから3点目でございます。対象美術展の範囲拡大検討を進める上では、民間保険会社との役割分担だけではなくて、今後の損保業界の従前どおりの引受け体制が維持されることが、ある意味、先ほど説明させていただいたとおり適用除外作品の引受けやレンダー要請というケースで、我々、民間保険会社の役割というのもございますので、現在の総評価額50億円と比較し、極端な制度改定とならないように留意いただければということも併せてお願いさせていただこうと思っております。

これがまず制度改正、改定に当たっての我々の国家補償制度の在り方についての1点目のお話でございます。

2点目でございます。これまでの制度を踏まえまして、私どもがこの国家補償制度に対して受け止めている点につきまして御説明させていただきます。

1つ目でございます。この国家補償制度の検討が具体化しております2008年当時でございますが、欧州マーケットでの美術品の評価額が高騰している時期ということや、東京地域の美術館の新設があったということもありますして、地震危険を中心に再保険のキャパシティ確保が困難なケースを実際に私どもでも経験しております。こういった引受け対応力に制限が生じたケースというのも実際に発生しております、国家補償制度の活用によって民間保険での再保険キャパシティを補完する面が実際にあったと考えております。

総評価額が大きな金額になればなるほど、この再保険というのを我々は活用しておりますけれども、大きな金額になればなるほど、この国家補償制度というのは民間保険にとっても補完する位置付けのものであると受け止めております。

2つ目でございます。一方、巨額とならない美術展においては、従前どおりですけれども、民間保険会社でも取り扱い、引受けは可能であると私ども考えております。これは現在も変わりません。主催者側が国家補償制度と民間保険を比較して、どちらがいいのか比較するということでございますが、それで保険手配を検討する状況というのは、私どもにとっては回避されるべきではないかと考えております。

また、国家補償制度が海外から作品を借りて開催される全ての美術展に適用されないという現状もございますので、その意味では無料で補償が提供される国家補償制度の適用には慎重な審査ということも併せて必要ではないかと考えております。

それから3点目でございますが、これは前回、2013年にも文化審議会美術品補償制度部会のヒアリングを私ども頂戴しました際にお話しさせていただいたとおりでございますが、制度開始以降、美術品の損害は発生しておりませんが、民間保険会社の役割として想定される損害が発生した際の査定業務につきましては、現在、その査定業務に関する役割分担を取り決めました業務運営要領、業務要領等はまだ策定されておりませんので、是非、早期に策定されるよう、実務の面から併せてお願いしたいと考えております。

日本損害保険協会より民間保険業界からのコメントということで御説明させていただきました。以上でございます。

馬渕部会長：どうもありがとうございました。民間保険業界を代表して日本損害保険協会からの率直な御意見、それから御要望でございましたけれども、これについて、委員の皆様の御意見を承りたいと思います。御質問、それから御意見、どうぞいろいろ御発言ください。

箱守委員： 今のお話を聞いていますと、なぜ美術品補償制度の見直しをしなければいけないかという根本のところに対しての答えがないように思います。見直しをしなければいけない理由の1つは、通常損害の自己負担分である50億円までの民間保険料が余りにも高過ぎるという意見があるからです。そういう中では、いろいろな主催者が、保険料がそれほど下がらないなら、美術品補償制度の申請のために書類の作成など、それほどの手間を掛けてまで審査に掛けたくないというような風潮が出てきているからです。もしも保険料が安くなるのであれば、別に50億円を変えなくてもいいわけですが、保険料が安くならないのであれば、50億円を引き下げて国家補償の対象を拡大したいという、そういう意図であって、民間損害保険のマーケットにまで国家補償をたくさん持つてこようという、そういう意図はないんですね。

ですから、保険料さえ下がれば特に50億円でも構わないと私は思っておりますが、その辺についてどのような御意見でしょうか。

日本損害保険協会：美術展の保険につきましては、対象となる美術品の種類、期間等によって影響しておりますので、一概に全てがというのはなかなか言いづらいところは正直ございますけれども、実際、損害が発生する金額帯という言い方は変ですけれども、実際には50億円よりも下側に生じているというのが、我々実務レベルでは経験知の中で感じておりますが、そういう意味では、その保険料の考え方につきましても、そのリスクに相応した部分が保険料ということにはなっております。そういう意味では、もともと50億円の部分というのはリス

クが少し濃くなっているところがあるというのが実態でございます。

一方、この国家補償制度ができて、実際に保険料がどの程度削減できたのかということにつきましては、昨年度末の文化審議会美術品補償制度部会に資料として御報告されたと伺っておりますけれども、各美術展の規模における保険料の削減幅というものが資料として共有されていると伺っておりますけれども、そちらの方で実態が示しておりますとおり、国家補償制度の導入以前と、それから導入後で一定の効果、削減効果があるものと我々の方では想定しております。

実態としましては、50%前後の削減が実際されると我々実務レベルでも感じておりますとおり、そういう意味では保険料削減としては一定の効果が現状でもあるのではないかと受け止めております。

渡辺課長補佐：事務局からの補足ですが、日本損害保険協会の方からお話をあったデータというのは、本日お配りしている参考資料4の美術品補償制度関係データのことです。前期の最後の部会でもお配りしたものですが、本資料の8ページに、今、日本損害保険協会の方からもお話をありましたが、これまでに制度が適用された展覧会における保険料の軽減状況という資料が掲載されております。

500億円以上の総評価額の展覧会では保険料の軽減率としては平均約50%，200億円から500億円未満でも実績としては平均して約50%の軽減率となっているというデータですので、併せて御確認いただければと思います。

以上でございます。

箱守委員：もう一つ質問ですが、先ほどの御説明で、民間保険の再保険マーケットの補完になっているということをおっしゃっていましたが、事実、そういう意味では私も昔こういう分野にいた関係でいえば、先ほど一番大きなリスクは地震だとおっしゃっていましたが、地震は1億円以上を国が持っているという中において、5割程度で50億円を引き受けるというのは、リスクが濃いとはいはないながらも、少し高過ぎるのではないかというのが正直な感想です。

なぜかというと、日本の展覧会主催者はあちこちの海外の保険ブローカーに当たって、日本の損害保険会社がなかなか保険料を安くしてくれないから、海外の保険ブローカー経由で安いカバーを探してきているという状況もあるので、そういう部分もよく考えていただきたいというのが損害保険業界に対してあります。業界側が50億円を引き下げれば民業圧迫になるだろうという御意見のように今日は伺ったんですが、民業圧迫というよりは、今のこの制度はどうちらかというと損害保険業界を助ける制度になってしまっていると思います。本来は美術館の方を助けるべき制度なのに、そういう意味では極めて不本意な結果となっております。

要するに再保険でいえば、50億円までの再保険を買えばいいわけで、1,000億円の展覧会を引き受けたとしても、例えば50億円までの再保険さえ買っておけばいい話なのに、それを非常に厚く取るという、そこが分かり

ません。しかも特に大きなリスクである地震については1億円以上、国が負担する制度となっているのに、何でそんなに高い保険料を取るのかというのが、リスクが濃いとはいながらも、保険料としては少し高過ぎるのではないかというのが感想です。

馬渕部会長：ありがとうございました。

白原委員： 日本損害保険協会の方からお話をあった2番の2つ目のところですが、「主催者側が補償制度と民間保険を比較して保険手配を検討する状況は本来回避されるべき」というところを、もう少し御説明いただきたいのと、今、箱守委員がおっしゃったことにも重なるかもしれません、実際に50億円に掛かる民間保険の保険料がどのくらいになるのかというようなことと、そして国家補償制度を利用した場合、どのくらい軽減されるのかというのは、主催者側にとっては非常に重要なポイントであり、1円でも安く、あるいはリスクをどうやって回避するかというようなことをいろいろなてんびんに掛けるのが普通なのではないかと、そしてそれが現状なのではないかと思っているところです。

もう一つは、こういう比較をするということが、国内の民間損害保険会社だけではなくて、この制度は特に国内の民間損害保険会社だけに限ってはおらず、海外の保険ブローカーにもお尋ねして、実はそちらの方がかなり安かったということであれば、やはり1つの競争原理の中では主催者側が海外の民間損害保険会社を選ぶということも、特にこの国家補償制度の中ではその内容がきちんとクリアされていれば問題がないとしており、そのあたり、逆に日本の民間損害保険業界がこういうことをおっしゃるのは、この競争にむしろ参入して安くしていただくようなことをお考えいただければと主催者側は多分思うのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

日本損害保険協会：日本の民間損害保険業界に対するある意味、非常に有り難い御意見、ありがとうございます。

私どもは、御説明の中で誤解があればおわびを申し上げたいと思いますが、そこでは回避されるべきと書いてございますけれども、実態としまして、私がお伺いしている中では、先ほどの国家補償制度を申請するに当たって、事務負荷の面が1つあります。それから補償料の高い低いというところ、これは国内も海外もございますけれども、そういう意味でいろいろな形の比較というのは、これはやむを得ないと思っており、ただし私ども民間の保険会社ということがございますので、やはり我々が引き受けられる保険が国の制度と比較になるというのは余り好ましくないというふうに、そもそも一般的な考え方として考えております。

したがいまして、そういう意味では役割分担、当初から私ども、この中でも御説明を少しさせていただいておりますけれども、役割分担というのがしっかりと民間との間では必要なのではないかという点をあえて改めて申し上げさせて

いただきたいと思っております。

先ほど御説明の中でも少しお話しさせていただきましたが、例えば国家補償制度の適用除外作品について民間保険が手配されるケースは実際に生じておりますし、あるいは実際、レンダーの方の要請として、これはいい、悪いではなくて、結果として、民間の保険を採用してほしいというケースも実際に実務レベルでは生じております。そういう意味では、私ども、引き受けるに当たって、やはり一定の引受け対応力、常にやはりそういったものを維持していく必要もございますので、その観点で、この役割分担がやはり必要だと思っていますので、決して比較されること自体、全てが問題だと申し上げているつもりはございません。やはりバランスですね。そういったバランスというのは必要ではないかというのが一番申し上げたい点かと思っております。

実際、下の3点目のその他でも少しお話しさせていただいているとおり、現行制度でも事故が発生した場合の役割分担というのも前提とされております。業務委託に当たってのそういった役割分担というのも生じておりますので、ここはやはりその役割分担並びにバランスというところは、再三でございますが、御留意いただければ非常に幸いだと思っております。

馬渕部会長：ありがとうございました。

田中委員： 損害保険業界のことについて、やはりどこまで聞いても分かっているようですが、分からぬんですけど、ものすごく具体的な例で説明させていただきますと、海外展ではありませんが、私どもの美術館で国内のさる美術館の非常に評価額の高い作品群を何十点もお借りして展覧会を開催したことがあるのですが、その作品群を含め、初めの評価額は国内美術館のものだけで120億円から130億円程度の評価額でした。この評価額には驚きまして、何とかこの評価額を下げていただきたいとお願いしたところ、評価額を60億円から70億円程度まで下げていただくことができました。

ところが、損害保険会社の代理店から見積りを取りますと、保険料が、大体1,200万円から1,300万円程度で出てきて、その保険料では今回の展覧会で考えている予算の倍以上となっており、どうしようもないからあきらめようかと思いました。しかもその相手側の美術館は普通のオールリスクで保険が掛かっている分以上に、地震保険まで掛けてほしいとのことでした。国内で別途、地震保険までというのも余り聞いたことがないのですが。

しかしながら、損害保険会社の代理店を通じて、もう一度、保険料が何とか下がらないかと交渉したところ、結果として、500万円から600万円程度、半額程度まで保険料が下がりました。

これは別に中の保険で対応するものが悪化したわけでも何でもないのですが、この辺のところが、どこまで行っても分からぬところがあるんですね。恐らく海外ではもっと闇の中のようで、この点がある限り、この国家補償のものもいろいろ議論していますが、実際、その都度、中身が全然違うんだろうな

ということを改めて感じました。たまたま国内の美術展でもそういうことが具体的にありました。その辺のところは損害保険業界の立場の人はなかなか言いにくいのでしょうか、何か我々にとっては基準がよく分からぬというところがありますね。

馬渕部会長：いかがでしょうか。

日本損害保険協会：少し個別の部分も非常に影響している可能性もあります、私ども、そのケースを、全てを存じ上げておりませんので、一般的なお話ということで御説明させていただきますと、冒頭、お話をさせていただきましたが、もともとこの種類の美術展の保険というのは、オーダーメード型の保険になっております。これは一般的な、非常に知名度がありますけれども、自動車保険、それから火災保険、こういう大量の契約を受ける保険の種類と少し違っている保険の種類でございます。

一般的に火災保険と言われておりますのは、例えば家を購入すると、住宅金融公庫、お金を借りた際もそうですが、その際の保険料というのは、一般的にはどこで付保されても基本的には同じ保険料水準ということになっております。これはその保険種類のそもそも持っている性質ですが、大量に扱うということと、リスクの差がそれほどないということを前提に、そのような形になっております。

一方、今回のこの美術展の保険というのは、かなりリスクが違っております。例えば先ほど申し上げました海外から来る場合は、海外のどこから來るのか、レンダーが影響するケースもございますし、あるいは美術品の種類、それが絵画なのか立体物なのかによっても当然、違います。それから中国とかアジアのものなのか欧米のものなのか、これも違ってくると思います。それから更に期間ですね。実際に展示される期間がどれぐらいなのか。その展示する場所が日本国内1か所なのか複数箇所なのか、こういったところというのは、やはり結果的には保険料に影響するというのが実態でございまして、何を言わんとしているかというと、私ども美術展の保険というのは、少しオーダーメードで、ケースによってかなり差が生じてくるというのが実態でございます。

かつ、我々が実際に保険料を出すときにも、かなりの細かい情報を頂いてこういった保険料を出してしておりますので、そこに差異が生ずるケースがある可能性は、残念ながらあるかなと思っております。

したがいまして、少し見えにくい、分かりにくいという御意見というのは多少、分かるところもございますけれども、個別要素に従った保険料を設定しておりますので、そもそも美術展ごとに保険料は違うんだと、そういうような形を御理解いただければ有り難いなと思っております。

馬渕部会長：ありがとうございました。ほかに何か御質問、御意見ございますか。

最後の田中委員の御意見は、展覧会を企画する主催者側にとって、出品作品

の保険料というのは、どのような根拠で保険料が決められるかが結局よく分からぬということでしょうか。何を根拠に、その保険料の数字が出てくるのかというのは、やはり損害保険会社の方がそういう価格の設定には完全に主導権を取られており、それをもう少し何かクリアに、透明にする方法はないのだろうかと。例えば、料金表みたいなもので、今おっしゃった幾つかの要素として、地域とか作品の種類、評価額とかに分けて、それをA、B、Cランクのようにして保険料を算出していただくと、ある程度、これはCランクだからこの保険料になっているんだというのが、保険を掛ける展覧会主催者の方にも見えてくるとは思いますが、かなり大変なお仕事になると思いますが、そういうことは不可能なのでしょうか。

日本損害保険協会：やり方の1つとして、そのような検討はあるとは思いますが、私どもが実際に保険料を算出するときの要素というのは、先ほどお話しさせていただいたところも当然ありますし、この資料の2番目の中でも少しお話しさせていただいておりますが、もう一つはやはり再保険の要素というのも実際にございます。

再保険とは、一般的によく言われておりますロンドンのロイズなどの再保険という仕組みを提供しているところがございますけれども、そこの再保険という仕組みを活用しながら、我々は、保険料を実際に算出しておりますので、先ほどの保険料を算出するときの必要な情報の中に、それと同時に、再保険のコストというのでしょうか、我々自体も再保険を活用しているそのコストというのもまた影響してきますので、中にはタイミングに応じてそこの要素というのが大きく振れる可能性も実際にございます。

先ほどの2008年以前の状況も、一旦そういう再保険の影響を受けたのが1つの大きな点ではないかと考えております。

馬渕部会長：ほかに何か御質問、御意見ございますか。

箱守委員：質問ですが、50億円までの再保険というのは、各社によって保有の割合は違うと思いますが、どの程度、例えば500億円の展覧会と50億円の展覧会では全く違ったものになると思いますが、そういう意味では50億円の案件に関しては、当然、いろいろな再保険の種類があると思いますが、任意再保険という形でそれを取り出して売らなければならないというようなものはごく少なくなるのではないかとおもいます。

日本損害保険協会：ここは各損害保険会社によって、考え方方が違っておりますので、再保険の活用度合いというのはどの程度の割合になっているかというのは、そこがもしかしたら価格の大きな差になっている可能性もございますので、そういうところもまさにおっしゃるとおりで、その価格の変動要素になっているというのは事実だと思います。

ですので、そういう再保険の活用度合いが大きい、少ないかによって、また実際の値段にも影響している可能性もあるということでございます。

箱守委員： そういう状況であれば、少し極端とは思いますが、国家補償制度の下限額である50億円のバーを一举に地震と同じく1億円まで引き下げてしまうというのは1つの考え方としてあると私は思っています。保険料が下がらないということが一番の問題ですので、50億円のバーをどれだけ引き下げれば満足が行く水準にまで保険料が下がるのかという、そこなんだと思います。

ですから、私としては、損害保険会社と協調してやるべきだとは思っていますけれども、ただリスクが濃いからといって損害保険会社が保険料をずっと下げずにいると、私としては展覧会主催者ができるだけ国家補償制度を活用して、海外からいい作品を持ってきていただきたいと思っている中で、保険料が下がらないことから国家補償制度の適用を申請しないという、そういう事態が発生していること 자체が非常に残念に思っていますので、だからこそ50億円のバーの引下げをしなければいけないと思っておりますので、やはり業界としては保険料水準をある程度、高値安定ではない方向で検討していただく必要があるのではないかと思います。

日本損害保険協会の方は資料に極端な改定をしてほしくないと書いていらっしゃいますが、現状では50億円の引下げをせざるを得ないのではないかと私は思っています。

民業圧迫と言われてもしょうがないんですけど、私は、国家補償の対象になつた展覧会は大きなリスクを回避した、左うちわというか、大もうけをしており、国家補償のない展覧会は、地震を何百億円もカバーしているというリスクが高い案件という、天国と地獄ぐらいの差があるという認識ですが、いかがでしょうか。

日本損害保険協会： もうかっているかどうかということは言葉が見つかりませんが、ここで国家補償制度の50億円の下側のところを少し考えてみた場合、確かに現在は地震のリスクにつきましては1億円までということになっていますが、一方で、例えば盗難や火災が発生することというの非常に少ないですけれども、火災が発生した場合、あるいは飛行機が落ちた場合というの、この50億円相当が国家補償制度の対象に實際になっております。

我々の経験の中なり、あるいは聞いている情報の中では、やはり我々、美術品も含めてですが、こういった高額品につきましては、国内では余りございませんけれども、海外では実際に盗難事故というの生じております。その盗難が発生した場合につきましては、何十億円や、中には何百億円の盗難が実際に発生したケースというのも1年か2年に1回は生じているというのが実態でございます。

一方で、我々が引き受けておりますこの美術展というのも、非常にそういう意味ではまだまだ件数、実績というのが、例えば火災保険、あるいは自動車保

險と比べると、実数規模というのもそれほど大きくない中で運用しておりますので、そういった中では、盗難、火災も含めて、大きな事故が発生したときの一定の準備金というのもまた一方で必要であると考えておりますので、私どもの方も決してもうけ過ぎているとか、もうかっているのではないかというところとはまた別に、事故が発生したときには必ず補償するというのが当たり前でございますので、それに対する一定の金額を準備金として留保しておくということも、また一方で我々、民間損害保険会社の役割としてはあるのではないかと思っております。

一方で、今回もそうですが、私どもの方から、この美術品の国家補償制度を改めて見た場合でございますけれども、2008年当時に当該制度を検討する中で、一定の件数をある程度想定して、制度の適用をするというようなことが逐条解説書の方にも記載されております。私どももそれをある程度見ておりまして、そういう意味では、この制度運用の実績というのが、その逐条解説書と比べて、私どもから見ると想定される程度、規模感なのではないかと思っております。

一方で、その対象となる美術展でございますけれども、ある程度、やはり大きな美術展に対象が限られているというのもまた事実であると私どもは受け止めております。これも前回の部会の中で資料をお配りされたということを伺っておりますけれども、想定されている美術展の規模という部分を踏まえますと、この大型の美術展のほか、例えば地方の美術展というのは、やはり規模が小さいというのを我々、認識しております、実際にその規模が小さい美術展に対しても、我々、同じように民間の保険というのを提供しております。

この小さい規模の美術展というのが今後どういう形でこの制度の中で適用できるのかということにつきましては、我々の方でも御協力できるところはしていかなければいけないとは感じておりますが、ある程度、やはり先ほど申し上げました我々民間保険会社としての引受け体制というのは一定以上しないといけないというのもございますので、そこは再三になりますけれども、バランスというのでしょうか、連携を踏まえた御検討を是非お願いたいと考えております。

馬渕部会長：ありがとうございました。いろいろと議論があるところでございますが、ヒアリングを終了したいと思います。

一般社団法人日本損害保険協会の皆様におかれましては、どうも御多忙のところヒアリングに御出席いただきまして、ありがとうございました。

また、50億円の引下げについては、美術品補償制度部会としても、日本損害保険協会からの要望も踏まえ、細かい要件を確認しながら検討していくたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

日本損害保険協会：よろしくお願ひします。

(ヒアリング対象者退室)

馬渕部会長：続きまして、前期の最後の部会において、委員より 50 億円を引き下げた場合の保険料の軽減などについて、シミュレーションが必要であるという御意見がありました。このことについて事務局より御説明をお願いいたしたいと思います。

渡辺課長補佐：それでは、資料 10 を御覧いただきたいと思います。

前期の最後の部会におきまして、今、部会長からもございましたように、50 億円を引き下げる場合のシミュレーションが必要だという御意見がございましたので、事務局の方でシミュレーションした資料でございます。

まず保険料の軽減に係るシミュレーションということですけれども、50 億円を引き下げる場合に、保険料がどれほど軽減されるのかというシミュレーションを 2 パターンで行いました。

パターン 1 というのが最初のページになりますけれども、50 億円を引き下げるとともに、今、国が補償できる上限額が 950 億円になっておりますけれども、それも引下げに伴って、要は拡大していくと。つまり損害の補償範囲としては、50 億円を超えてから 1,000 億円までというのが現行になっていますけれども、この上の部分の 1,000 億円というのは変えないというパターンで、まず試算してみたというものですございます。こちらの保険料の軽減額、それから軽減率というのは、損害保険会社から文化庁が聞き取りをして、文化庁で試算したものでございますので、飽くまで実際の適用の実績とは異なるものでありますけれども、そういった前提として御覧いただきたいと思います。

こちらを御覧いただきますと、1,000 億円規模の大きな展覧会では、保険料の軽減額、それから軽減率というのも高くなっていますけれども、5 億円とか 30 億円とかの中小規模になりますと、保険料の軽減額とか軽減率というものはそこまでは高くなっています。軽減額、実額としては数十万円ぐらいというようなことになっています。

1 枚おめくりいただきまして、次のページはパターン 2 と書いてございますけれども、50 億円を引き下げるとともに、950 億円という補償の上限額は維持するというパターンで試算をしてみたものでございます。これは意図するところとしては、国が補償できる上限額を 950 億円として変えない場合、例えばそれを上回る大きな規模の展覧会が出てきてしまって、そこを民間保険で負担しなければならないといったときに、どれほど影響があるかといった部分を含めて試算してみたものでございます。

ただこちらはパターン 1 と比べましても、保険料の軽減額や軽減率にはそれほど差がないということが分かりましたので、仮に国の補償の上限額が 950 億円だとしても、それを超えるような大規模の展覧会で美術品が全損するようなリスクというのはそれほどないと想定されますので、このような結果になっているのだろうと思います。

また、いずれのパターンもそれぞれ、一番左の欄に、想定される展覧会の回数の増というのを記載しておりますけれども、こちらについては、昨年の5月に文化庁において美術館や博物館などに対して、展覧会の回数や金額について調査をしたものになっておりますけれども、その調査結果を基に、実績を記載しているものでございます。具体的には、平成26年度にこれらの額の規模の展覧会をやっていると回答したところを記載しております。

1枚またおめくりいただきまして、これは参考ということで記載しておりますけれども、先ほども少し御覧いただきましたが、保険料軽減の実績としてはこのような形になっています。現状では平均しますと500億円以上の展覧会では保険料の軽減率が50%ほど、また50億円から200億円未満の展覧会では、保険料の軽減率は平均すると30%ほどということになっております。

もう一枚おめくりいただきまして、先ほどは保険料がどれほど下がるかというシミュレーションでしたが、こちらについては、展覧会の回数がどれほど増えるのかというシミュレーションをしてみたものでございます。

最初に書いておりますのが、都道府県別ということで、これも先ほど申し上げました昨年5月に文化庁で調査したデータを用いて記載したものでございますけれども、この表は、各県にある美術館、博物館でどれほどの規模の展覧会をやったのかという数値を記載したものになりますけれども、もう一枚おめくりいただきますと、都道府県別にグラフでお示ししております。色別になっておりますので、例えば緑のところ、40億円まで補償の下限額を引き下げるとすれば、飽くまで実績値ベースになりますけれども、大体これほどの回数の展覧会がこれほどの県で増える見込みがあるというデータでございます。1億円まで仮に引き下げるとなれば、青い部分まで展覧会が増える、また地域分布も増えるというようなことになっております。

もう一枚おめくりいただきますと、先ほどは都道府県別のデータでございましたけれども、こちらは設置主体別に集計してみたものでございます。こちらについては、このデータだけで見ますと、県立と市立では余り金額の分布、あるいは回数の分布にそれほど差がないということがお分かりいただけるかと思いますが、一方で私立はやはり少し回数が少ないというような状況になっております。

繰り返しになりますけれども、今、御紹介したデータというのは、飽くまで昨年の5月に文化庁で行った調査を基にしておりますので、必ずしも全ての館の状況を網羅したデータではございませんので、飽くまで1つの目安といいますか、参考ということで御覧いただければと思っております。

以上でございます。

馬渕部会長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明、それから先ほどのヒアリングの内容に関しても、御質問、御意見等があればどうぞおっしゃってください。

富田委員： 表の見方を教えていただきたいのですが、1枚目の表ですけれども、例えば、一番下の1億円超から1,000億円までを補償するパターンで、展覧会の総評価額が1,000億円の場合ということですから、一番右下のケースにつきまして、保険料の軽減額が7,628万円から1億344万円ということは、これぐらいの保険料が軽減されるということでしょうか。また、保険料の軽減率が50%に満たないということは、実際に負担する保険料はこの7,600万円から1億円と同じぐらいの金額を負担するということでしょうか。

渡辺課長補佐：試算上ではそのようになります。

富田委員： ただし、それは1億円までの分ということですか。

渡辺課長補佐：その通りです。損害が1億円を超えたなら国が損害補償するということですから、1億円までの保険料になります。

富田委員： ということは、その展覧会の主催者は、その1億円までの保険料として7,000万円近くを払わなければいけないということでしょうか。

渡辺課長補佐：それは多分、今と考え方は一緒なんですけれども、保険の考え方として、恐らく今、保険会社の方で保険料を算出するときには、今なら50億円ですけれども、50億円だけの保険料ではなくて、やはりその展覧会の評価額全体を見て、そこでまずその保険料を算出して、ただ実際には保険会社は50億円を超える分を支払わなくて済むので、その分、幾らか保険料を軽減させているという、多分そういう計算の仕方になっていると思いますけれども、1億円の場合も同じ考え方で、1,000億円の展覧会全体に保険料を掛けるとしたら幾らかと。その中で、実際には保険会社が支払わなければならない額というのが1億円分。ですからそのリスクの軽減がどれぐらいかということを割り引いて試算したものというのがこちらになります。保険料の出し方は、現行と変わらないです。

富田委員： 金銭的には、何か少し納得できない感じがします。

渡辺課長補佐：飽くまでこれは本当に試算でございますので、実際にどうなるかというの、また別の話になるかと思います。

箱守委員： ですからこの表は、要は50億円を1億円まで引き下げても余り変わらないということですね。しかしながら、自己負担額の50億円については、1億円まで引き下げてしまった方がいいのではないかと思います。損害保険業界が協力してくれないのであれば、そういう意味では役割分担とはいってながらも、ある程度は、やはり下がるところまで引き下げておいた方が、今後のためにはい

いのではないかと思います。そうでないと、もう一度引き下げようと思っても、なかなか下がらないと思いますので、そういう基準まで下げて、あとは運用でどこまで対応可能なのか、当然、国家補償で全てのケースは対応しきれないし、実務的にも対応できないと思いますので、余り民間のマーケットにおいて、国家補償が民業を圧迫することはないと思いますので、やはり国家補償対象になるレベルの展覧会をきちんと引き受けていくという、そういう役割ということを考えれば、保険料を安くするために50億円の下限額は引き下げておくけれども、国家補償で全て何でも対象にすることではないというように思います。

佐野委員：先ほどのヒアリングの際に日本損害保険協会の方がおっしゃっていたのが、リスクとして考えられるのが防火と防犯、あと飛行機が落ちるリスクというようなお話をされていて、私たち専門調査会の方は、ひたすら防火や防犯と、いかにそのリスクの軽減を図っているかということについて、書類の確認や申請者にヒアリングをしたりしているという、この仕事量を考えますと、やらなくとも同じ金額なのかと思うと、専門調査会は要らないかなと思いました。
そういう意味では、かなりのリスクが私たちの書類確認やヒアリングなどでカバーされていることを考えますと、やはり保険料率の算出の仕方を変えていただく必要があるのではないかと思います。

馬渕部会長：結局、自己負担額の50億円を引き下げても、制度の適用のための審査は十分に厳しく行っているので、何が何でもみんな通るというわけではなく、審査を通らないケースが増えてくるだろうということですよね。

佐野委員：はい。

馬渕部会長：ほかの方、いかがでしょうか。

私もよく分からんんですけども、例えば今、箱守委員がおっしゃったような1億円まで下げた場合に、実際にどの程度、民業を圧迫するのかという、つまりそちら側のシミュレーションも、それは出てこない数字だと思いますが、その辺がよく分かりません。

渡辺課長補佐：本日は、日本損害保険協会の方が、そこまで下げると民業を圧迫するという額は特におっしゃらなかつたですが、この試算上で申し上げると、民間損害保険会社への圧迫の度合いというのでしょうか、例えば今の50億円から1,000億円では、この試算上では保険料の軽減率が33%か34%ぐらいですから、当初、民間損害保険会社が自分たちに入るはずだった収入のうちの3割ぐらいがなくなっているということになるわけですけれども、例えば、それを1億円まで下げた場合には、保険料の軽減率というのが5割近くになりますので、そういう意味ではその圧迫度合いがどうかということで申し上げれば、

今まで3割ぐらいだったものが5割ぐらいまで民間損害保険会社の収入が減るという形になろうかと思います。

白原委員： 海外では国家補償と民業のバランスはどうなっているのか、箱守委員は御存じでいらっしゃいますか。アメリカやイギリスも国家補償があるわけですが。

箱守委員： もう、余りそういう議論がないですよね。

白原委員： ええ、聞いたことがないですね。別にこれは保険ではなくて補償ですので。

箱守委員： 昨年度、文化庁と関係者の間でアメリカのボストン美術館と美術品補償制度の意見交換をした際に一緒に来日したハンティントン・T・ブロック社という保険ブローカーは、国家補償とは共存共栄というか、そのリスクを国家補償がよく軽減してくれているので、自分たちの方の保険の引受けにもそういういい影響があるという、そのような位置付けになっているので、民業圧迫については余り言いませんね。

田中委員： 補償契約の適用実績は昨年度で4件ですよね。10件もあるわけではないということは、比率でいえば民業の圧迫度合いが3割か5割ということになるけれども、額としたら微々たるものではないかと思いますね。

白原委員： それほど大きなマーケットではない。

田中委員： この国家補償では、先ほど佐野委員も言われたように、非常に厳しくて、通常は、まずリスクは起こらないというような審査をしなければいけませんよね。それを考えても、保険料のわずかの差ぐらいですよね。制度の適用件数が何十件もあれば、それは少し問題ですが、現状の制度の適用件数からいっても、民業圧迫とまでは言えないのではないかと思いますけどね。

箱守委員： だから国家補償の通常損害の自己負担額である50億円を引き下げたとしても、極端に言うと、参考資料4に記載のある総評価額が幾ら以上の展覧会が何件とある、この件数が全て制度の対象になるわけではないということですね。

高橋委員： 参考資料4の美術品補償制度関係データの12ページに記載のある美術品補償制度の活用状況につきまして、今、田中委員の方で去年は4件とおっしゃいましたが、20件中4件がこの補償契約を締結していますが、残りの16件はなぜ締結していないのか。アメリカから美術作品を借り受ける場合は、レンダーレンダの意向もあると思いますが、結構、民間損害保険会社を使っていますよね。ですから本来16件は制度の対象となっているのに、なぜ展覧会主催者は制度を使っていないのでしょうか。

渡辺課長補佐：この20件というのは、単純に総評価額が50億円以上の展覧会を集計したものになりますが、実際には、この展覧会主催者の中にはそもそも国家補償制度の適用を検討しない方もいらっしゃいますし、あるいは当初は制度を申し込もうとしていた方であっても、レンダー側がこの制度を受け入れずに、ふだん使っている民間損害保険会社を使いたいというレンダー側からの意向で駄目だという場合もございますし、あとは先ほど箱守委員もおっしゃいましたが、50億円に限りなく近いような額の展覧会になりますと、制度の申請に掛かる負担と、保険料の軽減額とを勘案して、制度の適用を申請せず、民間損害保険会社で保険をかけるという場合もございまして、結果としては、50億円以上の展覧会が20件ありましたが、実際に契約を結ぶまでに至るのが4件というのが実状でございます。

馬渕部会長：それでは、まだいろいろと御意見があるかもしれません、シミュレーションをしていただいたこの表をまた少し各自で御精査いただきまして、ヒアリングとそれに続きます今のシミュレーション表の議論はこのくらいにしておきたいと思います。

本日頂きました御意見を踏まえて、事務局の方で審議のまとめ案に、今様な御意見を取り入れた形で案を作成していただきたいと思います。

(4) 事前照会案件について

- ・ 事前照会のあった2件の展覧会に関して、審議が行われた。

(5) その他

- ・ 美術品補償制度を適用した特別展「台北 國立故宮博物院－神品至宝－」の実施報告書について、資料の追加提出があったため、改めて事務局より報告を行った。